特　記　仕　様　書

第１章　総　則

第１条　この特記仕様書は、「　住吉マンホールポンプ場更新工事　」に適用する。

第２条　この工事は、建設工事請負契約書及び設計図面によるほか、この特記仕様書及び下記仕様書等により施工しなければならない。なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

１	下水道工事標準仕様書	（出水市建設部下水道課制定）
２	機械設備工事一般仕様書	（日本下水道事業団）
３	電気設備工事一般仕様書	（日本下水道事業団）
４	日本工業規格	（JIS）
５	電気設備工事共通仕様書	（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
６	電気設備技術基	
７	内線規程	
８	その他関連資料	

第３条　本工事における前払金は、契約金額３００万円以上を対象に４０％の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。なお、当初設計においては、前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、前払金による補正の率は最終変更でも更正しない。
　また、出水市会計規則第６６条第３項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を契約金額の２０％の範囲内で支払うことができる。
　部分払いの請求は、１回に限り行うことができる。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。

第４条　受注者は，建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を建設工事請負契約書（案）と共に提出しなければならない。

第５条　受注者は、調査、施工計画、出来高管理、検査等のために、専属して本工事に相当の現場経験ある主任技術者を配置しなければならない。また、現場代理人は工事現場に常駐し、監督職員の指示に応じなければならない。

第６条　配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合において受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合にのみ途中交代が可能となる。

第７条　現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

１　現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

　現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第１０条第３項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

（１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
（２）工事請負契約書第２０条により工事が一時中止されている期間
（３）ポンプ、制御盤等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
（４）前３号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

２　発注者への報告

　上記１の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合せ簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第８条　現場代理人の兼任

１　現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（６）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

（１）　それぞれの工事の当初請負代金額が２，５００万円未満であること
（２）　発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
（３）　兼任できる工事は２件
（４）　兼任する工事は、工事現場の相互の間隔が概ね１０ｋｍ以内の範囲
（５）　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
（６）　兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

２　手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、現場代理人の兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

３　受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。

第９条　本工事の契約数量は、別紙「数量総括調書」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者受注者協議のうえ契約変更の対象とする。

第２章　　工事の内容

第10条　目的

この工事は、出水市公共下水道事業の一環として、ポンプ場設備更新を施工するものである。

第11条　工事場所

出水市 明神町 地内

第12条　工事概要

この工事の概要は、次のとおりとする。

工　事　名	住吉町マンホールポンプ場更新工事
・着脱式水中汚水ポンプ（Φ150 1.70㎥/min 22m 15kw）　2基 ・ポンプ制御盤　　一式 ・附帯工事　　一式	

第３章　　工事の施工

第13条　準備工

１　工事契約後及び施工途中において必要な調査測量の実施及び設計図書との照査を行い書面にて報告するとともに、設計図書及び仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

２　施工計画書及び材料承認願いは、工事契約後速やかに提出すること。なお、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

３　承認図書は、機器の製作仕様書・主要寸法・材料・数量・重量等必要な事項を記入した外形図・構造図・据付図・施工図・その他必要な図面等を提出すること。

４　機器類は製作が完了すれば製作工場にて性能試験及び各種検査を実施すること。ただし、立会い検査は行わず、製作者の自主検査のみとし、検査記録を提出すること。

５　重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線、光ケーブル等架空占用物件がある場合には、各施設管理者と施工方法等を打ち合わせること。

６　事前調査時に、近隣住民や周辺施設に工事内容について十分説明を行うこと。

７　工事施工に必要な関係官公庁、電力会社、NTT、その他も者に対する届出、手続き等は、監督

職員の承諾を得、受注者において迅速に処理するものとし、使用開始に支障のない様にすること。

第14条　ポンプ設備

1　構造概要

（1）　本ポンプは着脱式水中汚水ポンプ（ノンクロッグ型）とする。また、主要部分は常時水中に没しているので、長時間の連続運転に耐えうる堅牢なものとする。

（2）　ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できる構造とする。

（3）　モーターの運転は全流量域において、モーターの動力が過負荷とならないようにすること。

各部の構造

2　電動機部

モーターは、ポンプと同一軸を有する一体構造のもので、乾式水中誘導電動機とし、起動方式はスターデルタ方式とする。また、電動機保護のためモーター内部にはオートカットまたはサーマルプロテクタを装備するものとする。

3　ポンプ本体

（1）　ポンプ本体は点検が容易な構造とする。

（2）　ケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度ならびに腐食、磨耗を考慮した鋳鉄製（FC200以上）とする。また、ケーシングは分解・組立が容易であるものとする。

（3）　羽根車はステンレス鋳鉄製（SCS13）とし、羽根車のバランスを十分に取り、回転時に振動・騒音を引き起こす原因にならない構造とする。

（4）　主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルク及びねじり振動に対しても十分な強度を有する構造とする。

（5）　軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中・停止中を問わず異物がモーターに侵入しないよう中間に潤滑油を密封した二段構造とする。

（6）　回転部重量及び水力スラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐えうる構造とする。

（7）　ポンプのケーシング貫通部分は、完全に止水できる構造であるとともに、ケーブルジョイント部には直接外力がかからないようにすること。

4　保護装置

ポンプには、温度保護装置を具備すること。

5　副部材

ポンプ内部に使用するボルト・ナット類で、水に接するものは耐食性の強い材質を使用すること。

第15条　付属品・配管材

寸法等については、設計図書を参照すること。

1　着脱装置

着脱ベンド	(FC200以上)
ガイドホルダー	(SUS304)
ポンプ吊りチェーン	(SUS304)

2　逆止弁

逆止弁は水中ポンプの吐出口に設け、ポンプ停止時の逆流を防止するために設置するものである。型式はボール式とする。ボール式の材質はステンレス製とし、ボール弁体はゴム製とする。

3　ボール弁（止水弁）

ボール弁は水中ポンプの吐出口に設け、逆止弁等の点検及び取替時に止水するために設置するものである。型式はレバー式とし、材質はステンレス製とする。

4　キャブタイヤーケーブルの長さは20mとする。

第16条　ポンプの取付

1　ポンプの取付にあたっては、マンホールの強度を損なわないように細心の注意を払うこと。

2　配管の接合は、漏水のないように正確・確実に行い、堅牢に取り付けること。

第17条　電気設備

1　ポンプ制御盤概要

（1）　盤の主要構造材質はステンレス製とし、収納機器の重量・作動による衝撃などに十分耐えうる強度を有すること。

（2）　制御盤扉のハンドルはキー付とし、原則として各盤共に同一キーとすること。

（3）　屋外型は防雨性を有し雨水の入らない構造とする。

（4）　盤類の形状及び寸法は、設計図書を参照し、承認図書において決定するものとする。

（５） 自動通報装置を設けること。（盤内収納のプラント機能に関連する開閉器類は警報接点付とし、外部へ警報出力を行うものとする。
（６） 停電時対応として、自家用発電機接続用のコンセントを設ける。
２　主回路
（１） 主回路の電圧は3相200Vとする。
（２） 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規程の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分これに耐えうるものとする。
３　配線工事
（３） 電源回路に使用するケーブルは 600V EM-CETまたはEM-CE（600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル） とする。
４　電線管工事
露出配管は施工箇所に応じて下記の管を使用すること。
鋼製電線管（溶融亜鉛めっき）
ビニル被覆金属製可とう電線管
３　制御回路
（１） 制御回路は主回路より分岐する。
（２） 制御回路に用いる電線サイズは1.25㎟以上とする。ただし、電線容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれればこの限りではない。
（３） 電線被覆の色別は下記の通りとする。
一般　　黄
接地線　　緑

第18条　ポンプの制御運転
１　水位による自動運転
マンホール内の水位が運転開始水位（HWL）になると、ポンプ1台が自動停止する。
２　ポンプの運転方法
ポンプの運転方法は単独交互運転または、並列交互運転とする。
（１） 単独交互運転
ポンプ2台の内､1台が運転し､残りの1台は待機する｡運転中のポンプが停止水位に到達後、自動停止し再び水位上昇により運転開始水位(HWL)に達すると待機していたポンプが運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰返し交互運転する。
（２） 並列交互運転
上記（１）単独交互運転機能に加えて、水位が１台目運転開始（H1WL）よりさらに上昇し（H2WL）に達した場合には、2台目のポンプが追加始動して並列運転を行う。
（３） 飛び越し運転
運転中等にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復帰するまで運転を継続する。

第19条　据付工事
１　工事範囲
（１） ポンプ制御盤（引込開閉器、自動通報装置内蔵）の製作及び取付工事
（２） ポンプ制御盤からマンホールポンプまでの配管・配線工事
（３） ポンプ設備の設置工事
（４） その他必要な諸工事
２　据付工事概要
（１） 本工事の施工にあたっては、監督職員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令・規程・基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに、作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分配慮し、安全対策を講じなければならない。
（２） 機器の搬入・据付の際は、機器本体・構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
（３） 機器の据付の詳細については、施工図の提出のうえ、監督職員の指示を受ける。

第４章　　写真管理

第20条　写真管理
工事写真の撮影内容及び頻度は、工事記録写真撮影要領に示すものを標準とする。
１　特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影すること。
（撮影項目、頻度は標準を示すものであり、工事の内容等により必要に応じて増減することができる。）
２　写真の撮影にあたっては、必要項目を記載した小黒板等を被写体とともに写しこむこととす

る。
3　不可視部分となる出来形管理については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影しなければならない。
4　黒板撮影について，雨天時は必ずレインチョークを使用して行うこと。
5　深い箇所の撮影は、出来る限りフラッシュ対応で撮影すること。

第５章　安全管理

第21条　安全管理
1　工事期間中は、安全巡視員（または安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。
2　労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則、火薬類取締法、騒音規正法、振動規正法、水質汚濁防止法、電波法を遵守すること。
3　工事が稼動していない時間帯については、バリケード等により立ち入りを禁止するほか、赤色灯を設置し通行車両に注意を促し、危険防止を図ること。
4　交通管理については、十分留意して交通管理員の設置によって、交通に与える影響を最小限にするよう作業及び、交通処理計画を作成し、監督職員の承認を得て、工事現場内のトラブル、交通事故の絶無を期さねばならない。
5　工事施工の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」を遵守すること。
6　現道工事現場における保安施設等の設置に当たっては、土木請負工事必携によるものとする。
7　なお、下記事項についても遵守すること。
（1）　工事着工前に標識板類の点検を行うこと。
（2）　始業前及び終業後は、標識板の点検を必ず実施すること。
（3）　仮復旧箇所は、１日に１回以上の巡視を行うこと。また、休業期間中は現場巡視を同様に行い、その結果を日報にて報告するものとするが、異常時は速やかに下水道課へ通報すること。

（4）　工事施工計画書の安全管理の記載事項は励行すること。

第22条　安全・訓練等の実施
1　本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
（1）　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
（2）　本工事内容等の周知徹底
（3）　本工事安全施工技術指針等の周知徹底
（4）　本工事における災害対策訓練
（5）　本工事現場で予想される事故対策
（6）　その他、安全・訓練等として必要な事項
2　安全・訓練等に関する施工計画の作成
　施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
3　安全・訓練等の実施状況報告
　安全・訓練等の実施状況を、ビデオ等又は工事報告に記録し報告するものとする。

第１０章　その他

第23条　工事カルテの作成、登録
本工事のカルテ作成、登録については、土木工事共通仕様書　第１編　１－１－５（工事カルテ作成登録）の規定によるものとする。工事カルテは、施工計画書に添付すること。

第24条　工事にあたり下記事項について遵守すること。
1　施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を犯すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。
2　工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

３　工事の施工にあたっては、工事現場の周辺に対して騒音・振動等極力少なくするほか、散水その他、飛砂じん介のでないよう処理すること。
４　工事に伴い通常発生する物件等のき損の補償費及び騒音、濁水、交通等による事業損失に関わる補償は、原則として受注者の負担において行わなければならない。

第25条　施工時期の変更
１　本工事の施工時間は、午前８時００分から午後５時００分までを原則とするが、やむを得ず変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
２　土木工事共通仕様書の第１編共通編・第１章総則１－１－３６第２項に設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行なう場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出し承諾を得なければならないとなっているが、今後については事前（最長１ヶ月を目途）に工事打合せ簿において対処することもできる。

第26条　工事打合せ簿の提出について
工事における工事打合せ簿については、必ず文書でかわすこととする（決して電話で要件を済ませることのないようにする）。また、監督職員からの指示についても必ず協議書及び変更指示書にて受けなければならない。協議については、事後協議は原則として認めないので、必ず施工前に協議書を提出し了解を得た後施工することとする。協議書発信者は２部作成し、お互いに押印した１部を管理する。

第27条　施工条件の明示について
利害関係者との協議が必要な場合は早急に行ない、工事に支障がないようにすること。なお、工事の施工に当たっては、水産動植物等には十分配慮し、積極的な汚濁防止対策に努めること。さらには、工事に伴うごみ等が、道路・河川・田畑等へ流出、飛散、落下防止等についての対策を講じること。

第28条　工程会議等について
工程会議は、監督職員・主任技術者・現場代理人で実施することとし、実施日については、監督職員と協議し、施工計画書に定めること。

第29条　現場技術者等の腕章の着用について
１　目的
現場における責任の自覚と意識の高揚、並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。
２　対象者
・現場代理人
３　腕章の仕様
仕様は、監督職員と協議するものとする。
着用個所は、腕の見やすい所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

第30条　資材の優先使用について
工事に使用する資材については、市内で産出、生産または製造されたもの（以下「市産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、市産資材以外の資材等についても、市内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めること。

第31条　ダンプトラック等の過積載防止について
１　工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
２　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
３　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者の利益を不当に害することがないようにすること。
４　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
５　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的を考慮し、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
６　下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
７　１から６のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第32条　暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

出水市は発注する建設工事等において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市及び警察に通報すること。暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。

第33条　工事縮減

工事中止期間及び抑制期間については、下記のとおりとする。

中止期間

【年末年始】　　平成２６年１２月２６日（金）～平成２７年　１月　４日（日）

第１１章　提出書類

第34条　工事着工前

受注者は、工事着手前に次に挙げる書類を速やかに提出しなければならない。

1. 建設業退職共済組合掛金収納書
2. 工程表
3. 課税事業者届出書
4. 現場代理人等選任通知書
5. 施工計画書
6. 使用材料承認願い
7. 建設工事請負契約書

第35条　工事完了

受注者は、工事完成日までに、下記の図書を整理のうえ提出しなければならない。

1. 完成図書
2. 主要機器取扱説明書
3. 維持管理に必要な運転用要領書、説明図書
4. 工事写真
5. 竣工図
6. 工事月報（各月末までの進捗状況を同月末までに提出すること）
7. 完成検査調書
8. 工事目的物引渡書
9. 請負代金請求書